

北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証規則（令和6年3月27日規程第31号）

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 内部質保証に係る実施・責任体制（第5条—第8条）

第3章 内部質保証に係る運用・手続（第9条—第15条）

第4章 雜則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する札幌医科大学（以下「大学」という。）の理念及び目的を実現するため、教育、研究、診療、社会連携、組織運営等の諸活動について内部質保証を行うための基本的な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部質保証 法人及び大学がその理念や目的を実現するために、教育、研究、診療、社会連携、組織運営等の諸活動（以下「諸活動」という。）について継続的に点検及び評価を行い改善及び向上につなげることによりその質を保証すること。
- (2) 内部質保証システム 内部質保証を継続して行うための法人及び大学の方針、体制、手続き等の仕組みのこと。
- (3) 教学マネジメント 大学がその教育目的を達成するために、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づく体系的で組織的な大学教育を開発し、学生の学修成果を学位プログラム（教育課程）毎に点検・評価し、改善・向上につなげるための管理運営のこと。
- (4) 外部評価 本学の自己点検・評価結果の妥当性と客觀性を高めるために、大学が独自に評価者や評価項目等を定めて実施する法人及び大学の職員以外の者による評価をいう。
- (5) 第三者評価 第6号から第8号に定める独立した第三者組織が評価者や評価項目等を定めて実施する評価をいう。
- (6) 法人評価 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会が実施する評価をいう。
- (7) 機関別認証評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する評価をいう。
- (8) 分野別評価 一般社団法人日本医学教育評価機構（JACME）、一般財団法人日本看護学教育評価機構（JABNE）及び一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（JCORE）が実施する評価をいう。
- (9) 部局等 北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（平成19年規程第6号）第4条の規定により設置する法人の組織並びに同規程第5条から第8条、第12条及び第12条の2の規定により設置する大学又は学部の組織
- (10) 部局等の長 北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（平成19年規程第6号）第16条の規程により置く部局等の長
（職員の責務）

第3条 全ての職員は、法人及び大学の理念及び目的を実現するため、内部質保証の重要性を深く認識するとともに、諸活動について不斷に見直しを行い、その質の保証及び向上に努めなければならない。

（他の規程等との関係）

第4条 この規則の定めにかかわらず、他の規程等において内部質保証について別段の定めがあ

るときは、当該規程等の定めるところによる。

第2章 内部質保証に係る実施・責任体制

(責任体制)

第5条 内部質保証に関する業務の最高責任者は、理事長とする。

2 最高責任者は、内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負うとともに、全学的な立場から内部質保証の推進に必要な事項を決定し、必要な指示を行うものとする。

3 理事長以外の役員は、北海道公立大学法人札幌医科大学業務方法書第9条の所掌事務に基づき、最高責任者を補佐するものとする。

(役員会、経営審議会及び教育研究評議会の役割)

第6条 内部質保証に関し必要な事項は、役員会の議を経るものとする。

2 経営に関する業務の内部質保証に関し必要な事項は、経営審議会の議を経るものとする。

3 教育研究に関する業務の内部質保証に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経るものとする。

(内部質保証推進組織)

第7条 法人全体の内部質保証に責任を負う組織として、北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 全学評価に関する事項について検討するための組織として、推進委員に専門部会を置く。

3 前項のほか、分野別評価に関する事項について検討するための組織として、推進委員会に専門部会を置く。

4 推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部局等の内部質保証)

第8条 部局等の内部質保証は、全学の内部質保証の体制と協働して部局等において責任を持つて行う。

2 部局等における前項の業務に係る責任者は、部局等の長とする。

3 部局等の内部質保証の体制については、部局等が別に定める。

第3章 内部質保証に係る運用・手続

(自己点検・評価)

第9条 自己点検・評価は、法人及び大学全体（以下「全学」という。）及び部局等のレベルで定期的に実施するものとし、具体的な点検・評価の方法等その他必要な事項は、別に定める。

2 自己点検・評価の実施にあたっては、客観性及び妥当性を確保するため、必要に応じ、医療人育成センター統合IR部門との連携を図り、客観的データ及び第三者評価の結果を活用するとともに、必要に応じてステークホルダーから意見を聴取するものとする。

3 自己点検・評価業務の効率化及び負担の軽減を図るため、各種評価に係る結果・資料・データ等の共有や利活用に努めるものとする。

(外部評価)

第10条 外部評価は、必要に応じて、内部質保証の一環として、部局等において実施する。

2 外部評価の実施に関する事項は、必要に応じて、部局等で別に定める。

(法人評価及び機関別認証評価)

第11条 法人評価及び機関別認証評価は、内部質保証の一環として、全学において実施する。

2 法人評価及び機関別認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(分野別評価)

第12条 分野別評価は、必要に応じて、内部質保証の一環として、部局等において実施する。

2 分野別評価の実施に関する事項は、必要に応じて、部局等で別に定める。

(評価結果等を踏まえた改善等の取組み)

第13条 自己点検・評価、外部評価、第三者評価等の結果に基づき、改善等が必要と認められる

ものについては、全学及び各部局等においてその改善等に取組むものとする。

(内部質保証システムの検証)

第14条 内部質保証システムの有効性及び効率性を確保するため、最高責任者は、原則として3年毎に内部質保証システムを検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(実施状況の公表)

第15条 最高責任者は、内部質保証が適切に機能していることを示し、社会に対する説明責任を果たすため、実施状況の公表に努めるものとする。

第4章 雜則

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(札幌医科大学内部質保証方針等の廃止)

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

- (1) 札幌医科大学内部質保証方針
- (2) 札幌医科大学内部質保証実施要領
- (3) 札幌医科大学保健医療学部内部質保証方針
- (4) 保健医療学部内部質保証実施要領